

事務連絡
令和2年9月24日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

支援対象児童等見守り強化事業（令和2年度第二次補正予算）の活用について

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和2年度第二次補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を計上し、令和2年9月15日付けで1回目の交付申請分に係る交付決定を行うとともに、追加の交付申請の受付について御連絡したところであります。（「令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）交付決定及び追加交付申請について」）

本事業は、子ども等の状況の把握や食事の提供、学習・生活指導等を通じた見守り活動に係る経費を補助することとしており、地域における子どもの見守り体制の強化に向けた有効な事業です。指定都市・中核市におかれては、積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、本事業を周知いただくとともに、活用に向けた働きかけをお願いいたします。

追加交付申請にあたっては、各自治体において予算計上の見込みにある計画段階でも受け付けることとしていますので、本事業の早期実施に向けて必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。（追加交付申請は、9月18日から受付を開始しており、一律の〆切等は設けておりません。追加交付申請の必要が生じた場合には、下記、家庭福祉課予算係まで随時ご相談ください。）

また、本事業を実施（予定を含む。）する自治体の取組事例や見守りで宅食事業を行う場合の交付要綱の例を掲載しましたので、これらを参照いただき、子どもの状況把握を行うとともに、必要な支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、事業の実施や交付申請手続き等について疑義が生じた場合には以下担当まで御連絡ください。

【連絡先】

（事業内容に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室
TEL：03-5253-1111（代表） 調整係（内4896・4862）

（申請手続きに関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
TEL：03-5253-1111（代表） 予算係（内4877）

(参考1) 支援対象児童等見守り強化事業の自治体における取組事例

【宮城県涌谷町】

○事業概要

子ども食堂等（NPO 法人等）が把握する子どもや子育て家庭等を対象に、居宅訪問による安全確認、生活状況の把握、食事・食材提供、生活習慣の習得支援、生活指導、学習支援を実施。

○実施団体

NPO 法人等

○種 別

訪問（食事・食品の提供）等を通じた子ども等の状況把握

○支援対象者

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠・子育てに不安感を持つ家庭、町が必要と認める児童等

○実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

【茨城県つくばみらい市】

○事業概要

要保護児童対策地域協議会が進行管理を行っている児童等の自宅に訪問し、生活状況の観察・育児状況等の確認を行う。

○実施団体

社会福祉法人 社会福祉協議会等による共同実施

○種 別

子ども宅食

○支援対象者

要対協が進行管理を行っている者、ひとり親世帯でコロナ禍により日常生活に支障が生じている者等で日常生活に支障が生じ食事の提供を希望する者、各児童館等において要支援者の可能性がある者と判断される者

○実施期間

令和2年8月～令和2年12月

【埼玉県飯能市】

○事業概要

子ども食堂事業等により地域ぐるみで子どもの見守りを実施。その際、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）も関与し、円滑な支援につなげることをしている。

○実施団体

社会福祉法人 社会福祉協議会

- 種 別
訪問（食の提供等なし）
- 支援対象者
支援対象児童等
- 実施期間
令和2年9月～令和3年3月

【東京都文京区】

- 事業概要
区が協定を結んだ団体等と連携して、食品等の定期配送を通じた見守り支援を実施。
- 実施団体
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社
- 種 別
子ども宅食
- 支援対象者
コロナ禍において支援が届きにくい児童扶養手当支給対象外のひとり親世帯等
- 実施期間
～令和3年3月

【福井県越前市】

- 事業概要
支援ニーズが高い家庭等に対して、民生委員・児童委員等と連携して食料品等を届けるほか、地域の学習支援拠点、子ども食堂等に通う子どもや家庭に対して、弁当や食材等を届ける支援や拠点での配付・会食等を通して、子どもや保護者の見守り・語りかけの機会として、必要な支援につなげる。
- 実施団体
社会福祉法人 社会福祉協議会、任意団体
- 種 別
子ども食堂、学習支援
- 支援対象者
気がかりな子どもや保護者等
- 実施期間
令和2年10月～令和3年3月

【岐阜県岐阜市】

- 事業概要
宅食等を通じて、子どもや家庭の状況を把握し、見守り活動を実施。
- 実施団体
NPO法人、一般社団法人

○種 別

子ども宅食

○支援対象者

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び生活保護を受けている者等、市が必要と認める者

○実施期間

～令和3年3月

【兵庫県明石市】

○事業概要

飲食事業者や子ども食堂を通じた緊急的な食の支援と見守り等の必要な支援の実施。

○実施団体

一般財団法人

○種 別

子ども食堂

○支援対象者

コロナ禍において在宅を余儀なくされている児童等

【鹿児島県龍郷町】

○事業概要

子ども食堂による食事の提供や郷土料理づくりを通じた支援対象児童等の状況把握等を実施。

○実施団体

コミュニティ団体

○種 別

子ども食堂

○支援対象者

支援対象児童等

○実施期間

令和2年10月～令和3年3月

(参考2) 支援対象児童等見守り強化事業において宅食を行う場合の交付要綱の例

〇〇市子ども見守り宅食支援事業補助金交付要綱

令和2年〇月〇日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等をふまえ、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、予算の範囲内で交付する〇〇市子ども見守り宅食支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、〇〇市補助金等交付規則（平成〇年〇〇市規則第〇号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭をいう。
- (3) 子ども 原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 宅食 食事を個々の家庭に配達することをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年度に、本市との協働により、市内において次に掲げる者（市内に居住する者に限る。以下「利用者」という。）及びその家庭の状況を、当該家庭に対し宅食等を行うことにより把握し、その内容を本市に報告するものとする。

- (1) ひとり親家庭の子どものうち、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 〇〇市要保護児童対策地域協議会要綱（平成〇年〇月〇日決裁）第1条に規定する〇〇市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する支援対象児童等という。）として登録されている者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、補助事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 利用者1人につき、当該利用者に対し補助事業を実施する日から令和3年3月31日（当該利用者に対し補助事業の実施を中止した場合は、その中止の日）までの間、原則として週1回実施するものであること。
- (2) 保健所の指導に基づく所要の衛生管理を行うこと。
- (3) 食中毒の発生に備え、保険の加入その他必要な措置を講ずること。
- (4) 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーがある場合は、原則

として食事の提供を行わないこと。

(5) 提供する食事は、次に掲げるものであること。

ア 原則として弁当によること。

イ 主食と副食を組み合わせ、栄養に配慮した内容とすること。

(6) 利用者に対し、必要に応じて相談支援機関の紹介等の支援を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前2項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業を補助事業としないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業

(2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動（次条第3号において「宗教活動等」という。）を目的とする事業

(3) 営利を目的とする事業

(4) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付を受けている事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

（補助事業者）

第4条 補助金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 補助事業についてあらかじめ市との協議を経ていること。

(2) 会則、規約、定款、寄附行為その他これらに類する規程を有すること。

(3) 補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。

(4) 宗教活動等を目的とした団体でないこと。

(5) 法令等に違反をしていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、食事の調製及び配達その他の補助事業に必要な経費であって、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1補助事業者当たり8,313,000円を限度とする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ同表の限度額の欄に定める額を限度とする。

補助対象経費	限度額
食事の調製に係る経費	1食当たり 500円
食事の配達に係る経費	1家庭当たり 500円

上記以外の経費	1食当たり 200円
---------	------------

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(補助金の前金払)

第8条 補助金は、規則第18条第1項の規定により前金払により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第15条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年〇月〇日から施行する。

(参考3) 令和2年7月8日付事務連絡でお示ししたQ & A (再送)

Q 本事業の対象児童は、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に限られるのか。

A 本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

Q 本事業の実施者である民間団体等は、要保護児童対策地域協議会の構成員である必要があるか。

A 本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

Q 本事業の事業内容について

A 実施要綱の4でもお示ししているとおり、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の(1)を実施し、必要に応じて(2)から(4)を実施することになります。

- (1) 子ども等の状況の把握
- (2) 食事の提供(配達等を含む。)
- (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- (4) 学習習慣の定着等の学習支援

Q 本事業の実施に当たり、市町村や民間団体等はどのような取組を行う必要があるか。

A 市町村は、民間団体等のスタッフが家庭を訪問するなどして把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等について、適宜、情報共有を図る必要があります。また、民間団体等の連絡により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる必要があります。

Q 支援対象児童等の見守りを行うには、どのような方法が可能か。

A 支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症拡大防止の観点から ICT 機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

なお、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で行うことが可能です。

Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。

A 1か所当たりとは、1民間団体等を指します。

Q 補助対象費用について、具体的にどのような経費が対象になるか。

A 民間団体等の支援スタッフの人件費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。

例)

訪問人員の人件費や食品・日用品の購入費

食品企業などからの 寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカー代

食料品の宅配に係る費用（交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など）

梱包や食品保健のための保管費用、会場費

事務局機能の費用（支援開始の準備、食品・日用品等の手配や支援対象児童等の状況の管理等を行うスタッフの人件費等）

Q 新たに自動車等を購入することは可能か。

A 事業終了後においても資産価値が残存することとなり、補助対象となりません。

Q 他事業による補助等を受けている場合、本事業の対象になるか。

A 実施要綱の8でもお示ししているとおり、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とはなりません。

Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること[※]や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

※ 参考

○ 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○ 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）（抄）

（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

(2)③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。